

第5章 新宿区新型インフルエンザ等対策事業継続計画

1 事業継続計画（新型インフルエンザ等対策）の考え方

新型インフルエンザ等の流行期に、感染の拡大を防ぎ、業務を継続するためには、感染拡大の可能性のある業務を積極的に休止するとともに、人員の状況に応じて継続すべき業務を絞り込む必要がある。ここでは、新宿区の全ての通常業務を対象とした業務選定結果と、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策業務について述べる。

選定された業務を遂行するためには、全庁的な連携のもとに情報連絡を一元化し、指揮命令系統を明確化した危機管理体制の確立が必要となる。ここでは、危機管理体制と業務実施のための全庁的な応援体制について述べる。

新宿区新型インフルエンザ等対策事業継続計画（以下「区新型インフルエンザ等対策BCP」）では、新型インフルエンザ等発生時において新たに発生する業務及び継続・縮小・休止する業務を事前に選定し、職員が欠勤する状況下においても業務が遂行できるように、発生状況に応じた対策や限られた人員を有効に活用すること等を、あらかじめ定めておく。

区新型インフルエンザ等対策BCPの目標は次のとおりとする。

目標1 区民の生命と健康を守る。	(基本方針1) 感染防止の徹底 (基本方針2) 保健医療体制の強化
目標2 区民生活を維持する。	(基本方針1) 区民サービスの継続の維持 (基本方針2) 業務を支える体制の確保

2 実施業務の調査概要

(1) 調査目的

新型インフルエンザ等の発生に伴い新たに発生する業務に加え、通常実施している業務（通常業務）について、発生段階に応じた実施業務を選定することを目的として、調査を実施した。

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画における発生段階の区分の考え方（再掲）

政府行動計画		東京都（新宿区）		状態・移行の考え方	
国	地方				
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル（10人／定点）を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル（30人／定点）を目安とし、さらに定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から、病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

(2) 調査概要

「新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画」に定められた「新たに発生する業務」及び通常業務について、発生段階に応じた区分ごとの実施状況及び必要人員数を検討し、とりまとめを行った。調査は以下の手順で実施した。

- ① 新たに発生する業務の確認
- ② 通常業務の評価・分類（継続業務・縮小業務・休止業務の検討）
- ③ 各課で必要となる人員数の調査
- ④ 業務調査票の作成・提出

(3) 調査における留意点

業務の選定にあたっては、前提条件として、最悪の事態である都内感染期（緊急事態宣言下）かつ、各部課が年間を通して最も繁忙な時期を想定した。

3 業務選定の考え方

(1) 業務区分の考え方

区新型インフルエンザ等対策BCPでは、区の業務を、新型インフルエンザ等の発生に伴い実施する「新たに発生する業務」に加え、通常業務を「継続業務」、「縮小業務」、及び「休止業務」に整理し、それぞれ「A」、「B」、「C」、「D」に区分した。

なお、縮小・休止業務については、新型インフルエンザの病原性、感染力及び治療薬の有効性、さらに職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に実施するものとする。

業務区分の考え方と業務例

1 新たに発生する業務（A）

(1) 感染拡大防止対策業務

- 感染のピークを抑えることや、感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務

(例) ・感染拡大防止策の周知・指導
・情報の収集及び提供
・相談窓口の設置
・サーベイランスの実施 など

(2) 危機管理体制上必要となる業務

- 新型インフルエンザ発生にともなう危機管理上必要な業務

(例) ・対策本部等の設置
・職員の感染状況・出勤状況の把握
・職員の応援体制
・関係機関（医師会等）との連携 など

2 継続業務（B）

(1) 区民の生命や健康を守るための業務

- 区民の生命や健康を守るため、機能の縮小や休止ができない業務

(例) ・福祉施設（入所施設）の運営
・介護支援 など

(2) 区民生活の維持にかかわる業務

- 区民生活に密着した業務で、縮小や休止により区民生活に支障を生じる業務

- (例) ・戸籍届出の受理
- ・生活保護費の支給
- ・燃やすごみの収集 など

(3) 休止すると重大な法令違反となる業務

- 国や都の法令により期限等が定められ区の判断で縮小や休止ができない業務

- (例) ・選挙事務
- ・法令等で定められている検査 など

(4) 区の業務維持のための基盤業務

- 区の業務を支える業務で中断や休止すると重大な支障を生じる業務

- (例) ・コンピューター等基盤システム維持
- ・戸籍住民・福祉関連等システムの維持
- ・庁舎の維持管理 など

3 縮小業務 (C)

(1) 継続・休止以外の業務

- 限られた職員で必要な業務を実施するため、業務の実施方法を工夫して実施する業務

- (例) ・内部管理事務
- ・区の基本的な政策の企画、調査 など

(2) 対面業務等を工夫して実施する業務

- 庁舎内での感染拡大を防止するため、電話、郵送やインターネット等による取扱いで対応する対面業務

- (例) ・一般相談業務
- ・申請・届出の受付 など

4 休止業務 (D)

(1) 多数の人が集まる施設や業務

- 感染拡大を防止するため、人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが有効であり、休止することが適切な業務

- (例) ・学校施設の使用
- ・移動教室の実施
- ・研修会・講演会・イベントの開催 など

(2) その他、緊急性を要しない業務

- (例) ・各種普及啓発事業
- ・各種調査業務 など

区新型インフルエンザ等対策BCPの業務区分の考え方、及び最悪の事態が想定される都内感染期における業務の実施方針は以下のとおりである。

なお、(A)・(B)・(C)の業務に必要な職員数が、全職員の60%以内となることを想定する。

業務区分の考え方及び実施方針

業務区分	業務の定義	人員	都内感染期における実施方針
(A) 新たに発生する業務	(1) 感染拡大防止対策業務 (2) 危機管理体制上必要となる業務	↑	発生段階別に必要に応じて実施
(B) 継続業務	区の通常業務のうち、以下の点で「特に不可欠な業務」 (1) 区民の生命や健康を守るための業務 (2) 区民生活の維持にかかる業務 (3) 休止すると重大な法令違反になる業務 (4) 区の業務維持のための基盤業務	全職員の60%以下	感染拡大防止対策を講じて実施
(C) 縮小業務	(1) 継続・休止以外の業務 (2) 対面業務等を工夫して実施する業務	↓	職員数に余剰があれば、業務を縮小し [*] 、かつ感染拡大防止対策を講じて、順次実施（この限りでない場合、都内感染期には停止する）
(D) 休止業務	(1) 感染拡大につながる業務 (2) その他、緊急性を要しない業務		感染拡大防止のために積極的に休止

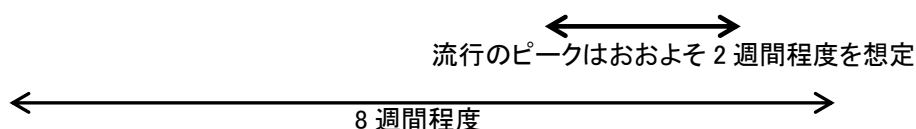
※業務の縮小とは、対象者・取扱量の限定、簡素化した方法の選択などにより、通常より少ない人員で業務を実施することです。

(2) 発生段階ごとの業務実施の考え方

上記のとおり定義した各業務（A・B・C・D）の実施については、原則的には発生段階毎に以下のとおりとする。流行期間は国内発生期から小康期までの流行の波を8週間程度とし、この波が2～3回繰り返される可能性があるものとする。なお、流行のピークの期間を厳密に設定することはできないが、区新型インフルエンザ等対策BCPでは、おおよそ2週間程度と考え、業務の選定を行い、対策を検討した。

発生段階ごとの業務実施の考え方

業務区分	国内・都内発生早期		都内感染期	小康期
	国内発生早期	都内発生早期		
(A) 新たに発生 する業務	発生段階別に必要に応じて実施			
(B) 継続業務	感染拡大防止対策を講じて実施			
(C) 縮小業務	▲縮小に向けた 調整⇒ 職員数に余剰があり、応援の必要がなければ 感染拡大防止対策を講じて順次実施			
(D) 休止業務	▲休止に向けた 調整⇒ 感染拡大防止のため、停止・延期			



※ 未発生期・海外発生期は省略

4 業務選定における留意点

◇ 弾力的な運用

区新型インフルエンザ等対策BCPは病原性の高い（強毒性の）新型インフルエンザの発生を想定した内容で策定している。このため、感染拡大防止を最優先課題として業務選定を行い、イベント・集会等は積極的に中止することを方針とした。

しかし、ウイルスの病原性・感染力については様々な場合が想定される。このため、新型インフルエンザ等発生後のウイルスの病原性、感染力及び治療薬の有効性を把握し、その性状や職員の出勤率などに応じ、弾力的・機動的な運用を図り、必要な業務を継続できるよう執行体制を整えることが重要となる。

弾力的・機動的運用を必要とする対策は、次のとおりである。

- (例)
- ・ 学校等の休業
 - ・ 福祉施設の通所サービスの休止
 - ・ 文化・スポーツ施設等の休止

- ・ イベント・集会等の中止や延期
- ・ 窓口の縮小
- ・ 事業者に対する事業活動の自粛 など

5 業務選定の結果

(1) 新たに発生する主な業務一覧

新型インフルエンザ等の発生に伴い新たに発生する業務のうち、主な業務とその担当部署は以下のとおりである。

担当部	新たに発生する業務
総合政策部	新型インフルエンザ等の正しい知識、発生段階毎の適切な情報の提供
	コールセンターにおける新型インフルエンザ等に関する問合せ対応
総務部	新型インフルエンザ等対策物資の管理の統括
	私立学校への新型インフルエンザ等対策・対応
	職員の出勤状況の把握、職員の応援要請
	職員への特定接種の実施
	職員の健康状態の把握
危機管理担当部	新型インフルエンザ等に係る会議の運営
	新型インフルエンザ等防疫対策及び対策物資に関する調整及び統括
	遺体に対する適切な対応を行うための体制整備
地域振興部	地域の情報収集及び町会・自治会等との連携・連絡調整
	地域センター等集会施設への感染拡大防止の指導・要請
	区町会連合会等に防犯・防災機能維持への協力実施依頼
	外国人に対する情報提供
文化観光産業部	中小企業に対する情報提供
福祉部	高齢者・障害者等、配慮を要する者への支援
	障害者福祉施設への新型インフルエンザ等対策・対応
	高齢者福祉施設への新型インフルエンザ等対策・対応
	介護支援専門員への新型インフルエンザ等対策・対応
	生活保護受給者への新型インフルエンザ等対策・対応
	生活困窮者自立支援事業利用者への新型インフルエンザ等対策・対応
	遺体に対する適切な対応を行うための体制整備
子ども家庭部	児童館、保育園、子ども園等への新型インフルエンザ等対策・対応
健康部	新型インフルエンザ等に関する医療・保健情報の提供
	関係機関（国・都・医師会・病院・警察・消防）との連携
	新型インフルエンザ等相談（専用電話回線）センターの設置運営
	新型インフルエンザ等ワクチン接種
	遺体に対する適切な対応を行うための体制整備
みどり土木部	公園でのイベント開催等の自粛要請
	必要に応じてWEバス等の運行縮小の実施要請

担当部	新たに発生する業務
環境清掃部	排出方法の変更に伴う各種PR
	分別収集（金属・陶器・ガラスごみ収集）の中止
会計室	業務維持に必要な最低限の資金の確保
教育委員会事務局	区立学校、幼稚園の新型インフルエンザ等対策の対応
	地域図書館への感染拡大防止の指導・要請
議会事務局	議会・委員会・傍聴人対応

(2) 各部の業務

各部の主な業務とその実施業務区分は以下のとおりである。

新型インフルエンザの発生に伴い新たに発生する業務については、その業務と発生段階別の対応を記載した。

通常業務については、「3(1) 業務区分の考え方」に従い、主に都内感染期における実施状況の違いにより区分し、主な業務を記載した。

● 総合政策部

業務区分	課名	業務名	① 未発生期	② 海外 発生期	③ ④ 国内(都内) 発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期
【A】 新たに発生する業務	区政情報課	新型インフルエンザ等の正しい知識の周知や発生段階に応じた適切な情報提供	● 情報提供体制の確立	● 正しい知識の周知、発生状況、感染予防策、相談体制等の情報		● 区内の発生状況、相談・医療の提供体制の情報	→
		コールセンターにおける新型インフルエンザに関する問合せ対応	● 関係部署と連携し、問合せに対応		● 関係部署との連携を強化し、問合せに対応		● 関係部署と連携し、問合せに対応
業務区分	課名	業務名					
通常業務	区政情報課	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報しんじゅくの発行・配布 ● 公式ホームページによる情報提供 ● コールセンターの管理運営 					
	情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> ● ホストシステム運用 ● 住記・国保・税務・介護・福祉等ホスト利用システム運用及び個別業務システム支援 ● ネットワーク運用、インターネットシステム運用、イントラネットシステム運用、財務会計・文書管理等システム運用、共同運営・LGWAN ● 情報セキュリティ対策 ● システム統合基盤運用、団体内統合宛名等システム運用 					
	企画策課	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の基本的な政策の企画、総合調整及び調査に関すること ● 基本構想、総合計画及び実行計画の策定及び進行管理に関すること 					
	行政理課	<ul style="list-style-type: none"> ● 行財政改革に関すること ● 行政評価制度に関すること 					

		財政課	● 予算の編成、配当及び執行に関すること
		区政情報課	● その他の広報活動（広報写真の記録・保存等） ● 区民意見システムの運用
		情報システム課	● 情報化施策の企画、調整及び推進に関すること
	【D】 休止業務	区政情報課	● 区政情報センターの管理運営 ● 区民意識調査 ● 区民の声委員会

● 新宿自治創造研究所担当部

業務区分	課名	業務名
通常業務	【C】 縮小業務 新宿自治創造研究所担当課	● 新宿自治創造研究所の運営

● 総務部

業務区分	課名	業務名	① 未発生期	② 海外発生期	③ ④ 国内(都内)発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期
【A】 新たに発生する業務	総務課	対策物資の適切な管理	● 使用計画策定 ● 備蓄等による必要量の確保	● 計画に従った適切な使用、在庫管理			● 第二波や再燃に備えた備蓄を補充 ● 国や都に備蓄の補充要請
		私立学校への新型インフルエンザ等対策・対応		● 流行地からの入学、海外渡航歴等の把握	● 流行状況、休校等の把握 ● 臨時休校等の措置の要請		

	人事課	職員の出勤状況の把握			<ul style="list-style-type: none"> ●各部からの職員出勤状況の報告集約 ●本部へ報告 	
		職員の応援要請			<ul style="list-style-type: none"> ●他区市町村等への職員の派遣要請及び受入 	
	人材育成等担当課	職員特定接種の実施	●接種体制の整備	●接種の実施		
		職員の健康状態の把握				<ul style="list-style-type: none"> ●インフルエンザ様症状を示す職員の報告集約
業務区分	課名	業務名				
通常業務	【B】継続業務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎の維持管理 ● 宿日直業務 			
		人事課	<ul style="list-style-type: none"> ● 庶務事務システムの運用管理に関すること ● 職員情報システムに関すること ● 共済組合員証の発行 			
		契約管財課	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事及び製造の請負契約に関すること ● 物品の買入れ及び印刷物の製作の契約に関すること ● 業務の委託等の契約に関すること ● 財産（不動産を除く）の賃借及び売却の契約に関すること 			
		税務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の都民税の払込みに関すること ● 特別区民税及び個人の都民税の賦課及び調定並びに督促状の発付に関すること ● 軽自動車税の賦課及び調定並びに督促状の発付に関すること 			
	【C】縮小業務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立幼稚園、私立専修学校及び各種学校に関すること 			
		人事課	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の給与、旅費に関すること（非常勤職員、臨時職員 含む） 			
		契約管財課	<ul style="list-style-type: none"> ● 公有財産の管理に関すること ● 不動産の取得、処分及び貸借並びにこれらの契約に関すること ● 物品及び材料、工事、修繕等の検査に関すること 			



【D】 休 止 業 務	施設課	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の保全に関すること ● 施設の営繕に関すること
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別区税の窓口収納に関すること ● 口座振替に関すること ● 特別区税に係る諸証明に関すること ● 郵送に係る納税に関すること
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 平和事業の推進に関すること
	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の福利厚生に関すること
	人材育成等 担当課	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の研修及び人材育成に関すること
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務相談の開催

● 危機管理担当部

業務区分	課名	業務名	① 未発生期	② 海外 発生期	③ ④ 国内(都内) 発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期
【A】 新 た に 発 生 す る 業 務	危機管理課	新型インフルエンザ等にかかる会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等調整会議 ● 新型インフルエンザ等対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部会議) 				
		防疫対策及び対策物資の調整及び統括	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用計画策定、備蓄等の必要量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策物資の計画に従った適切な使用、在庫管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内(都内)発生と不要不急の外出回避等を区民に周知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区中流行と不要不急の外出回避等を区民に周知 	

			●全庁的な 専門相談窓 口の設置			
		遺体に対する 適切な対応を 行うための体 制整備				
			●火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備(関係部署間の調整)			
業務 区分	課名	業務名				
通常業務	【B】 継続業務	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯関係事業に関する事(警察署との連絡調整) ● 災害情報支援システム及び防災無線に関する事 			
	【C】 縮小業務	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等の警戒待機に関する事 ● 被災者用住宅の維持管理に関する事 ● 災害予防対策に関する事(小型消防ポンプ・地域配備消火器の保守管理、多目的環境防災広場の維持管理) 			
	【D】 休止業務	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災会議に関する事 ● 国民保護協議会に関する事 ● 防災センターに関する事 			

● 地域振興部

業務 区分	課名	業務名	① 未発生期	② 海外 発生期	③④ 国内(都内) 発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期
【A】 新たに発生する業務	地域コミュニティ課	地域センター等 集会施設への感 染拡大防止の指 導・要請			 <ul style="list-style-type: none"> ● 感染拡大防止のため積極的に休止 		● 指定管理者への損失補償の検討
		区町会連合会等 に防犯・防災機 能維持への協力 実施依頼			 <ul style="list-style-type: none"> ● 区町会連合会等に防犯・防災機能維持への協力依頼 		

	特別出張所	地域の情報収集、町会・自治会等との連携・連絡調整	●発生時の対応についての説明及び協力依頼	●防犯・防災機能維持への協力実施依頼	
		地域センター等集会施設への感染拡大防止の指導		●感染拡大防止のため積極的に休止	●指定管理者への損失補償の検討
		新型インフルエンザ等住民予防接種会場開設及び閉鎖のための地域センターとの連携及び調整		●新型インフルエンザ等住民予防接種会場の開設	●新型インフルエンザ等住民予防接種会場の閉鎖
	生涯学習スポーツ課	コズミックスポーツセンター等スポーツ集会施設への感染拡大防止の指導・要請		●感染拡大防止のため積極的に休止	●指定管理者への損失補償の検討
	多文化共生推進課		●情報提供体制を構築	●情報提供を実施	
		外国人に対する情報提供		●感染拡大防止の周知	●関係機関・メディアに協力要請し、風評被害・パニック防止のため随時情報提供

業務区分	課名	業務名	
通常業務	地域 コミュニ ティ課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害被災者見舞金等支給 	
	特別 出張所	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の安全・安心の推進及び災害対策に関すること（地域災害対策本部、被災者調査・見舞金品の支給） ● 住民基本台帳事務に関すること（住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（郵送）及び住民実態調査を除く、中長期在留者等の居住地届に関するを含む） ● 個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関すること ● 印鑑登録事務に関すること ● 戸籍事務に関すること（戸籍証明等の交付（郵送）を除く） ● 外国人登録事務に関すること（原票記載事項証明） ● 国民健康保険に関すること（諸届及び被保険者証の交付等） ● 後期高齢者医療制度に関すること（諸届出及び被保険者証の交付等） 	
	【B】 継続 業務	戸籍 住民課	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍事務及び戸籍事務の指導調整に関すること（戸籍証明等の交付（郵送を除く）、戸籍届出の受理） ● 埋火葬及び改葬の許可に関すること ● 住民基本台帳事務及び住民基本台帳の指導調整に関すること（住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（郵送）及び住民実態調査を除く） ● 個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関すること ● 中長期在留者等の居住地届に関すること（特別永住者に関わる事務を含む） ● 印鑑登録事務に関すること ● 国民健康保険の諸届及び被保険者証に関すること ● 公的個人認証に関すること ● 自動車臨時運行許可に関すること ● 手数料その他収入金の収納に関すること
	多文化 共生 推進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人への情報提供、外国人相談窓口の開設 	
	【C】 縮小 業務	地域 コミュニ ティ課	<ul style="list-style-type: none"> ● 公衆浴場に関すること（ポスター掲示等を除く） ● 町の区域及び名称に関すること（町名等変更証明書の発行）
	特別 出張所	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民基本台帳事務に関すること（住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（郵送）） ● 戸籍証明等の交付（郵送）に関すること ● 国民健康保険に関すること（出産育児一時金等の申請受付） 	

【D】 休 止 業 務	戸籍住民課	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別出張所との業務連絡調整に関すること ● 戸籍事務及び戸籍事務の指導調整に関すること（戸籍証明等の交付、戸籍届出の受理を除く） ● 戸籍証明等の交付（郵送）に関すること ● 身分証明に関すること ● 戸籍の附票に関すること ● 住民基本台帳事務及び住民基本台帳の指導調整に関すること（住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（郵送）、住民実態調査）
	生涯学習スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益財団法人新宿未来創造財団との連絡調整に関すること
	多文化共生推進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人留学生学習奨励基金、外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金に関すること
	地域コミュニケーション課	<ul style="list-style-type: none"> ● 統計及び調査に関すること ● 住居表示に関すること ● 区民ホール及び地域センターに関すること ● 区設掲示板の維持管理に関すること
	生涯学習スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習・スポーツの企画及び調整に関すること ● スポーツコミュニティの推進に関すること ● 区民保養所及び区民健康村に関すること ● 生涯学習館及び区民ギャラリーに関すること ● 新宿スポーツセンター、新宿コズミックスポーツセンター、大久保スポーツプラザ及び屋外スポーツ施設に関すること ● 学校施設の活用に関すること ● スポーツ推進委員に関すること
	多文化共生推進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際交流の推進に関すること ● しんじゅく多文化共生プラザに関すること（プラザの管理運営） ● 海外の友好都市に関すること

● 東京オリンピック・パラリンピック開催等担当部

業務区分		課名	業務名
通常業務	【C】縮小業務	東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課	● 歌舞伎町対策に関すること
	【D】休止業務		● 歌舞伎町ルネッサンス推進協議会に関すること

● 文化観光産業部

業務区分	課名	業務名	① 未発生期	② 海外 発生期	③④ 国内(都内) 発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期	
【A】 新たに発生する業務	産業振興課	中小企業に対する情報提供	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 30%;">●窓口開設の準備</div> <div style="width: 30%;">●制度周知、受付開始</div> <div style="width: 30%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; text-align: center;">→</div> </div>					

業務区分		課名	業務名
通常業務	【B】 継続業務	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工業融資に関すること(融資システムの保守・更新)
	【C】 縮小業務	文化観光課	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化資源の活用等に関すること
		産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地場産業の振興に関すること ● 産業会館に関すること ● 商工相談に関すること(中小企業信用保険法第2条第4項第5号にかかる認定事務) ● 商工業融資に関すること(中小企業向け融資斡旋業務、保証料補助金の手続き)
		消費生活就労支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活相談室の運営に関すること ● 消費者情報の提供に関すること ● 農地法に基づく事務に関すること ● 離職者への住宅支援給付事業に関すること
		文化観光課	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内の友好都市に関すること ● 大新宿まつりの運営に関すること ● 新宿文化センターに関すること ● 新宿歴史博物館、林芙美子記念館、佐伯祐三アトリエ記念館及び中村彝アトリエ記念館に関すること ● 文化財保護審議会に関すること
	【D】 休止業務	消費生活就労支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者講座に関すること ● 消費生活展に関すること ● 多重債務特別相談に関すること ● 消費生活センター分館管理運営に関すること

● 福祉部

業務区分	課名	業務名	① 未発生期	② 海外 発生期	③ ④ 国内(都内) 発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期	
【A】 新たに発生する業務	地域福祉課	高齢者福祉施設 (区立高齢者在宅サービスセンター) への新型インフルエンザ等対策・対応			●事業の継続方針の検討	●事業の継続・自粛協力依頼	●指定管理施設への損失補償の検討	
	障害者福祉課	配慮を要する者(障害者)への支援 障害者福祉施設への新型インフルエンザ等対策・対応	●感染予防対策					
			●利用者等に新型インフル発生時の対応の説明及び周知		●施設内感染者発症時の対応			
	地域包括ケア推進課	配慮を要する者(高齢者)への支援 高齢者福祉施設(地域交流館・シニア活動館等)への新型インフルエンザ等対策・対応			●指定管理施設・補助金交付施設・委託事業の継続方針の検討	●指定管理・補助金交付施設・委託事業の継続・自粛協力依頼	●指定管理施設への損失補償の検討	
			●連絡体制の確立	●情報提供	●感染拡大防止の要請	●事業自粛、対策強化の要請		
高齢者支援課	配慮を要する者(高齢者)への支援 介護支援専門員への新型インフルエンザ等対策・対応	●連絡体制の確立	●情報提供	●感染拡大防止の要請	●事業自粛、対策強化の要請			

	介護保険課	配慮を要する者（高齢者）への支援	●連絡体制の確立	●情報提供	●感染拡大防止の要請	●事業自粛、対策強化の要請		
		介護保険サービス事業者への新型インフルエンザ等対策・対応						
	生活福祉課	生活保護受給者への新型インフルエンザ等対策・対応	●相談支援、生活支援の検討		●相談支援、生活支援の実施			
		遺体に対する適切な対応を行うための体制整備	●一時的に遺体を安置できる施設の把握・検討	●国からの「遺体収容所開設準備」要請を受け対応	●遺体収容所の開設準備	●遺体収容所の開設・管理・運営	●遺体収容所の閉設	
	保護担当課	生活保護受給者への新型インフルエンザ等対策・対応	●相談支援、生活支援の検討		●相談支援、生活支援の実施			
	生活支援担当課	生活困窮者自立支援事業利用者への新型インフルエンザ等対策・対応	●相談支援、生活支援の検討		●相談支援、生活支援の実施			
		遺体に対する適切な対応を行うための体制整備	●一時的に遺体を安置できる施設の把握・検討	●国からの「遺体収容所開設準備」要請を受け対応	●遺体収容所の開設準備	●遺体収容所の開設・管理・運営	●遺体収容所の閉設	

業務区分	課名	業務名
通常業務 【B】継続業務	障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者福祉センターに関すること ● 障害者生活支援センターに関すること ● 新宿生活実習所に関すること ● 自立支援給付の支給決定に関すること ● 障害者地域生活支援事業に関すること ● 心身障害者医療費助成に関すること ● あゆみの家に関すること ● 福祉作業所に関すること
	地域包括ケア推進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防・生活支援サービス事業の利用に係る相談に関すること
	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者総合相談センターに関すること ● 要介護高齢者の施設入所の相談に関すること ● 高齢者虐待の防止及び早期発見並びに高齢者の権利擁護に関すること ● 高齢者福祉サービスに関すること
	介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険サービス利用に係る相談に関すること
	生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護法に係る面接相談及び支援に関すること ● 生活保護法に基づく保護費の給付に関すること ● 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に係る面接相談及び支援に関すること ● 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援費の給付に関すること ● 生活保護世帯等への法外援護に関すること ● 行旅病人、行旅死亡人等に関すること ● 女性相談に関すること ● ホームレスの自立支援に関すること
	保護担当課	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護法に係る支援に関すること
	生活支援担当課	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者の自立相談支援等に関すること

業務区分	課名	業務名	
通常業務	【C】縮小業務	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員の活動等に関すること ● 区立高齢者在宅サービスセンターの運営に関すること ● 福祉施設の維持管理に関すること ● 作業宿泊所に関すること（維持管理）
		障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 日中一時支援事業に関すること ● 介護給付費等認定審査会に関すること
		地域包括ケア推進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者のいきがい事業及び敬老事業に関すること（Dの休止事業を除く） ● 地域交流館、シニア活動館等に関すること ● 一般介護予防事業に関すること ● 社会福祉協議会への委託業務
		高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の総合相談に関すること ● 社会福祉協議会への委託業務
		介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の資格に関すること ● 保険料の賦課に関すること ● 保険給付等に関すること ● 認定申請に関すること
		生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護法に基づく保護費の給付に関すること（一部） ● 生活保護世帯等への法外援護に関すること（一部）
		保護担当課	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護世帯等への法外援護に関すること（一部）
	【D】休止業務	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員、児童委員の会議に関すること
		障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者自立支援協議会に関すること ● 障害者施策推進協議会に関すること
		地域包括ケア推進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者のいきがい事業及び敬老事業に関すること（敬老会、いきいきハイキング、高齢者福祉大会、湯ゆう健康教室） ● 高齢者保健福祉推進協議会に関すること

	支 援 課 高 齢 者	● 高齢者の孤独死防止対策に関すること
	介 護 保 険 課	● 保険料等の滞納整理に関すること

● 子ども家庭部

業務区分	課名	業務名	① 未発生期	② 海外発生期	③ ④ 国内(都内)発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期
【A】新たに発生する業務	保育課	区立保育園等への新型インフルエンザ対策・対応			<ul style="list-style-type: none"> ●発生状況・開所状況の把握 ●保護者等への情報提供及び注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ●開所状況等の把握 ●園児の感染状況の把握 	
					<ul style="list-style-type: none"> ●園医(学校医)、保健所と連携し組織的な感染拡大防止対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時休業、民間事業者への対応の要請 	
					<ul style="list-style-type: none"> ●都内感染期(緊急事態宣言下)に備えた事業実施の対応の確認(拠点園による実施等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点園による保育の実施等 	
						<ul style="list-style-type: none"> ●開所状況、臨時休業等の情報提供 	
		保育指導課	私立保育園・子ども園等への新型インフルエンザ対策・対応			<ul style="list-style-type: none"> ●発生状況・開所状況の把握 ●保護者等への情報提供及び注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ●開所状況等の把握 ●園児の感染状況の把握

					<ul style="list-style-type: none"> ●園医(学校医)、保健所と連携し組織的な感染拡大防止対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時休業、各保育施設への対応の要請 	
					<ul style="list-style-type: none"> ●都内感染期(緊急事態宣言下)に備えた事業実施の対応の確認(拠点園による実施等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同法人の施設間における保育受け入れ調整、確認 ●区立拠点園への保育受け入れ、調整 	
						<ul style="list-style-type: none"> ●開所状況、臨時休業等の情報提供 	
四谷・あいじつ・西新宿子ども園	子ども園の新型インフルエンザ対策・対応				<ul style="list-style-type: none"> ●発生状況・開所状況の把握 ●保護者等への情報提供及び注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ●開所状況等の把握 ●園児の感染状況の把握 	
					<ul style="list-style-type: none"> ●園医(学校医)、保健所と連携し組織的な感染拡大防止対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時休業、民間事業者への対応の要請 ●拠点園による保育の実施等 	

					●都内感 染期（緊急 事態宣言 下）に備え た事業実施 の対応の確 認（拠点園 による実施 等）	●拠点園に よる保育の 実施等		
						●開所状 況、臨時 休業等の 情報提供		
	子ども総合センター	児童館等の新型 インフルエンザ 対策・対応				●発生状 況・開所 状況の把 握	●開所状況 等の把握	
						●教育委員 会、保育 課、保育指 導課、保健 所と連携し 組織的な感 染拡大防止 対策を実施	●臨時休 業、民間事 業者への対 応の要請	
						●都内感 染期（緊急 事態宣言 下）に備え た事業実施 の対応の確 認（拠点館 による学童 クラブ事業 及びひろば プラス事業 の実施等）	●拠点館に よる学童ク ラブ事業及 びひろばプ ラス事業の 実施等	
							●開所状 況、臨時 休業等の 情報提供	

業務区分	課名	業務名
通常業務	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親相談及び家庭相談に関する事、ひとり親家庭の福祉に関する事 ● 児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事 ● ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事 ● 母子生活支援施設に関する事 ● 助産の実施及び母子保護の実施に関する事 ● 児童手当等に関する事 ● 子どもの医療費の助成に関する事
	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 区立保育所、区立子ども園等の管理運営に関する事 ● 保育の必要性の認定に関する事 ● 保育の実施（保育・教育の実施を含む）の決定に関する事 ● 子ども・子育て支援事業計画に関する事 ● 保育所、子ども園等の施設整備に関する事 ● 私立保育所等の確認に関する事
	【B】 継続業務 保育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立保育所、私立子ども園に関する事 ● 認証保育所への補助に関する事 ● 認可外保育施設保育料助成 ● 保育ルーム及び家庭福祉員に関する事 ● 病児保育に関する事
	西谷・あいじつ・ 新宿子ども園	<ul style="list-style-type: none"> ● 区立子ども園の管理運営 ● 子ども園の保育・教育の実施に関する事
	子ども総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども家庭総合相談、虐待対応等に関する事（子ども家庭支援センター） ● 子ども家庭支援センターの管理運営 ● 児童館の管理運営 ● 学童クラブ事業の管理運営 ● 放課後子どもひろばの管理運営
	【C】 縮小業務 子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ● 誕生祝品に関する事 ● ひとり親家庭の自立支援に関する事 ● 東京都母子及び父子福祉資金に関する事
	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育の実施に係る費用の徴収に関する事

【D】 休 止 業 務	保育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所のサービス評価や指導検査に関すること
	子ども総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 学童クラブ事業（利用児の受入れ） ● ひろばプラス事業 ● 子どもショートステイ ● ファミリーサポート事業
	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ● 次世代育成支援、次世代育成協議会に関すること ● 青少年の健全育成に関すること ● ひとり親家庭休養ホーム事業
	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の推進に関すること ● 男女共同参画推進センターに関すること
	子ども総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児親子の専用室の運営、ひろば型一時保育事業、児童コーナーの運営（子ども家庭支援センター） ● 児童の遊びの指導・見守り（児童館） ● 放課後子どもひろば（ひろばプラスを除く） ● 家庭・地域の教育力向上支援、地域の子育て支援

● 健康部

業務区分	課名	業務名	① 未発生期	② 海外 発生期	③ ④ 国内(都内) 発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期
【A】 新たに発生する業務	健康政策課	●健康部新型インフルエンザ等対策本部の運営			●区対策本部との調整 ●職員活動人員調整 ●職員活動支援体制の確保		
	健康づくり課	●新型インフルエンザ等に関する医療・保健情報の収集及び調整・情報提供		●区民や事業者、関係機関に対して、正しい知識や発生状況、感染予防策、相談体制などの情報提供を行う	●区内流行状況と不要不急の外出回避、受診の仕方などを区民に呼びかける		
	医療保険年金課	遺体に対する適切な対応を行うための体制整備	●一時的に遺体を安置できる施設の把握・検討	●国からの「遺体収容所開設準備」要請を受け対応	●遺体収容所の開設準備	●遺体収容所の開設・管理・運営	●遺体収容所の開設
	高齢者医療担当課	遺体に対する適切な対応を行うための体制整備	●一時的に遺体を安置できる施設の把握・検討	●国からの「遺体収容所開設準備」要請を受け対応	●遺体収容所の開設準備	●遺体収容所の開設・管理・運営	●遺体収容所の開設
	衛生課	遺体に対する適切な対応を行うための体制整備		●火葬場の火葬能力の把握	●必要に応じて、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働させることを要請		
	保健予防課	関係機関（国・都・医師会・病院・警察・消防）との連携		●関係機関との情報共有、連携強化	●国や都から発信される情報収集・整理 ●医療機関への情報提供、発信 ●区内医療機関からの問合せ対応	●流行状況や社会的対応状況の情報収集	●第二波に備えた情報収集
					●海外での発生状況の情報収集 ●感染疑い者の受診について、感染症診療協力医療機関との調整	●医療体制について関係機関との調整 ●医療機関からの問合せ対応	
		新型インフルエンザ相談（専用電		●開設と健康相談			

		話回線) センターの設置運営		●医療機関紹介	
		患者・接触者対応		●患者・接触者調査、指導 ●医療機関等との連携・調整 ●患者の移送 ●接触者への対応	
		新型インフルエンザ等ワクチン接種	特定接種	●登録事業者の登録・把握、接種体制の構築等、国や都に対する協力	●プレパンデミックワクチンの使用が決定した場合の接種実施協力
			住民接種	●接種体制の整備	●接種について医師会・医療機関との調整・対応 ●新型インフルエンザ等(パンデミック)ワクチン集団的接種の準備・実施
		遺体に対する適切な対応を行うための体制整備		●疫学的見地を含む調整、従事職員への感染防止策についての説明	
		保健センター	保健予防課の新たに発生する業務への協力		●保健予防課業務の応援体制をとる
区民等からの保健医療に関する一般相談			●情報収集と区民等への正しい知識の普及啓発等		
業務区分	課名	業務名			
通常業務	【B】継続業務	健康政策課	● 急患診療対策（休日診療、休日夜間診療、小児平日夜間診療）に関すること ● 公害健康被害補償の認定及び給付に関すること		
		健康づくり課	● 訪問看護及び居宅介護支援に関すること ● 在宅療養に関すること（緊急一時入院病床確保事業）		
		医療保険年金課	● 被保険者の資格に関すること ● 被保険者証に関すること ● 保険給付に関すること		

	高齢者医療担当課	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者医療被保険者の資格に関すること ● 被保険者証に関すること
	衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ● 狂犬病予防に関すること ● 動物の愛護、管理等に関すること ● 食品衛生に関すること（営業許可等実査事務（新規許可）、健康被害を伴う事件(食中毒等)、違反食品処理、苦情調査） ● 環境衛生に関すること（環境衛生関係施設、医事及び薬事等の許認可等、許認可施設等の健康被害を伴う事件等） ● 各種免許申請事務（医師、看護師、薬剤師等）
	保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症予防に関すること（感染症の診査に関する協議会、感染症発生時のまん延防止対策、感染症発生動向調査及び普及啓発） ● 結核予防に関すること（結核療育給付を除く） ● 精神保健に関すること（警察官通報等の通報受理経由、区長同意等）
	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健に関すること（母子健康手帳の交付） ● 保健指導に関すること（虐待、精神保健、難病等の生命に緊急性のある事例対応のみ） ● 感染症予防に関すること（相談業務） ● 予防接種に関すること（相談業務）
【C】縮小業務	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健に関すること
	医療保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料の減免に関すること（保険料の災害減免相談、保険料災害減免決定を除く） ● 高額療養費の資金貸付けに関すること ● 保険料の口座振替に関すること ● 国民年金の適用、国民年金の給付に関すること
	衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品衛生に関すること（営業施設の監視指導、営業許可等実査事務（更新許可）、ふぐ認証経由事務） ● 食鳥処理の事業に関すること ● 調理師・製菓衛生師に関すること ● ねずみ及び衛生害虫に関すること



【D】 休 止 業 務	保健 予 防 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症予防に関すること（感染症相談事業、エイズ対策（相談事業）） ● 予防接種に関すること ● 特殊疾病に関すること
	保健 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健に関すること（医療費助成、保健指導票） ● 特殊疾病に関すること ● 精神保健福祉に関すること ● 福祉との連携に関すること
	医 療 保 険 年 金 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料の減免に関すること（保険料の災害減免相談、保険料災害減免決定を除く） ● 高額療養費の資金貸付けに関すること ● 保険料の口座振替に関すること ● 国民年金の適用、国民年金の給付に関すること
	健 康 政 策 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 元気館に関すること ● 自殺対策に関すること ● 公害保健事業等に関すること
	健 康 づ く り 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進事業に関すること ● 歯科検診に関すること ● 食育の推進に関すること ● 健康診査に関すること ● がん検診に関すること ● 健康相談に関すること ● 精密検査に関すること ● 在宅療養に関すること（緊急一時入院病床確保事業を除く）
	医 療 保 険 年 金 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の健康増進に関すること
	高 齢 者 医 療 担 当 者 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者支援事業等に関すること
	衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品衛生の普及啓発に関すること ● 環境衛生の普及啓発に関すること

		保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症予防に関すること（エイズ対策（検査及び普及啓発）） ● 集団結核検診に関すること ● 精神保健に関すること（普及・啓発、協議会・連絡会等の関係機関連携）
		保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進事業に関すること ● 母子保健に関すること（継続、縮小業務以外） ● 保健指導に関すること（継続業務以外） ● 栄養に係る指導及び調査に関すること ● 歯科に係る保健指導及び予防に関すること

● みどり土木部

業務区分	課名	業務名	① 未発生期	② 海外 発生期	③ ④ 国内(都内) 発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期	
【A】 新たに発生する業務	みどり公園課	公園でのイベント開催等の自粛要請			→			
	交通対策課	必要に応じてWEバス等の運行縮小の実施要請			→			
業務区分	課名	業務名						
通常業務	【B】 継続業務	管理課 土木	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、河川、特定公共物等の占用の許可に関する事 ● 屋外広告物の許可等に関する事 ● 車両制限に係る許可及び認定に関する事 					
		道路課	<ul style="list-style-type: none"> ● 水防等に関する事 ● 道路等の苦情相談に関する事 ● 道路、橋りょう、河川、特定公共物等の維持管理に関する事 					
		公園課 みどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園等及び公衆便所の維持管理に関する事 ● 建築行為等に伴う緑化計画に関する事 					
		対策課 交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動二輪車の駐車対策に関する事 					
	【C】 縮小業務	管理課 土木	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路工事調整協議会に関する事 ● 区境に関する相談及び調査に関する事 					
		道路課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路用地の取得及びこれに係る補償並びにこれらの契約に関する事 ● 交通安全施設の計画及び設計に関する事 ● 私道整備及び民有灯の助成に関する事 ● 道路、橋りょう、河川、特定公共物等の工事監督に関する事 					
		公園課 みどり	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園等及び公衆便所の計画及び設計等に関する事 ● 樹木及び樹林の保護に関する事 ● 公共施設の緑化推進並びに民間施設への指導及び助成に関する事 					
		対策課 交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車駐車場に関する事 ● 屋外広告物の法令違反の指導に関する事 					

● 環境清掃部

業務区分	課名	業務名	① 未発生期	② 海外 発生期	③ ④ 国内(都内) 発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期	
【A】 新たに発生する業務	新宿清掃事務所	排出方法の変更に伴う各種PR				 ● 広報紙及びチラシによる住民周知		
		分別収集（金属・陶器・ガラスごみ収集）の中止				 ● 燃やすごみ収集体制の維持		
業務区分	課名	業務名						
通常業務	【B】 継続業務	対策課 環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定建設作業（解体工事等）に係る騒音及び振動等の防止に関する事 ● 工場・指定作業場及び建設作業に係る公害の規制指導に関する事 ● アスベストの除去及び飛散防止に関する事 					
		ごみ減量課 サイクル	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃工場及び資源化施設等に関する事 ● 廃棄物処理手数料の徴収に関する事 ● 清掃一部事務組合、清掃協議会等の連絡調整に関する事 					
		新宿清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物及び資源の収集・回収、運搬及び処分に関する事 ● 清掃センター、新宿中継・資源センターの管理運営に関する事 ● 不燃ごみの中継作業に関する事 					
	【C】 縮小業務	対策課 環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習情報センターに関する事 ● 工場認可に関する事 ● 日常生活に伴う公害の苦情及び相談に関する事 ● 揚水規制（井戸の届出）に関する事 					
		ごみ減量課 サイクル	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄処理業の許可等に関する事 ● 浄化槽法に基づく事務に関する事 ● リサイクル活動センターに関する事 					
		新宿清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理手数料等の減額及び免除に関する事 					


【D】 休 止 業 務	環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境審議会に関すること ● 環境マネジメントシステムに関すること ● 環境保全に係る普及及び啓発に関すること ● 地球温暖化対策、ヒートアイランド対策に関すること ● エコライフ推進協議会に関すること
	ごみ減量リサイクル課	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル清掃審議会に関すること ● 清掃事業協力団体等の育成支援に関すること ● 路上喫煙対策に関すること ● 美化推進重点地区に関すること ● 自動販売機の適正管理に関すること
	新宿清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源回収に関すること

● 都市計画部

業務区分	課名	業務名
通常業務	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画情報の管理、提供に関すること
	新宿駅周辺整備担当課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新宿駅東西自由通路に関すること
	景観・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観まちづくりに関すること（新宿区景観まちづくり計画による届出） ● 地区計画の届出に関すること
	【B】継続業務 防災都市づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地再開発の事業助成に関すること ● 木造住宅密集地区の事業助成に関すること ● 建築物の耐震化支援に関すること ● 国土利用計画法の届出受理、公有地の拡大の推進に関する法律に関すること
	建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法に基づく届出受理等に関すること ● 建築物等の証明に関すること ● 指定確認検査機関の照会等に関すること ● 違反建築物等の調査及び指導に関すること ● 違反建築物等の摘発及び処分に関すること ● 建築物等の確認、許可等に関すること ● 建築物等の検査に関すること ● 建築物等の構造の審査及び指導に関すること ● 昇降機等の確認及び指導に関すること
	建築調整課	<ul style="list-style-type: none"> ● 細街路の拡幅整備に関すること ● 建築紛争の予防調整及び相談に関すること ● 開発行為の許可に関すること ● 風俗営業許可等に基づく通知書に関すること ● 特定建築物等定期報告に関すること ● 既存建築物等の安全化指導に関すること
	【C】縮小業務 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画審議会に関すること ● 建築審査会に関すること ● 交通バリアフリーに関すること

		防災都市づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地再開発の事業化支援に関すること ● 土地区画整理事業の認可等に関すること
		建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心・安全・建築なんでも相談会の開催 ● 地盤の調査に関すること
		建築調整課	<ul style="list-style-type: none"> ● 細街路沿道整備に関すること ● 建築紛争調定委員会に関すること ● アスベスト対策費の助成に関すること
		住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅資金に関すること
【D】 休止業務	景観・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観まちづくりシンポジウムの開催 ● 景観まちづくり審議会に関すること 	
	防災都市づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の耐震化支援の、地域防災訓練や地域センター祭りにおける普及啓発活動に関すること 	
	住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅まちづくり審議会に関すること 	

● 会計室

業務区分	業務名	① 未発生期	② 海外 発生期	③ ④ 国内(都内) 発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期
【A】 新たに発生する業務	業務維持に必要な最低限の資金の確保				 ● 指定金融機関と連携し、派出所職員と資金を確保する	
業務区分	業務名					
通常業務	【B】 継続業務	● 現金、有価証券及び担保物の出納保管に関すること				

● 教育委員会事務局

業務区分	課名	業務名	① 未発生期	② 海外発生期	③ ④ 国内(都内)発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期		
【A】 新たに発生する業務	教育調整課	区立学校への新型インフルエンザ対策・対応			●区立学校の新型インフルエンザ対策・対応の総合調整				
	教育指導課	区立学校への新型インフルエンザ対策・対応		●各学校への臨時休時の対応準備の指導			●教育課程の影響調査、対応策の指導		
	教育支援課	区立学校への新型インフルエンザ対策・対応		●修学旅行等の中止の検討			●各種行事、修学旅行等の中止に伴う経費の精算事務		
	学校運営課	区立学校への新型インフルエンザ対策・対応	●児童・生徒用感染防止用マスク、消毒薬等の確保						
			●情報提供及び感染予防対策の周知徹底						
			●外国籍児童・生徒等の転校・出入国に伴う情報収集、関係機関への報告						
			●転校する外国籍児童・生徒等への情報提供						
			●海外からの転入者への情報提供、登校待機等の指示				●転入による就学相談者への情報提供		
			●発生状況、休学級、休園の報告受付、関係機関への報告						
			●学校等へ出席停止指示、一部又は全部の臨時休業の措置及び報告						

	小学校・中学校	新型インフルエンザ対応	●児童生徒・保護者等への情報提供及び注意喚起		
			●臨時休校等の準備	●児童生徒の感染状況把握	
	幼稚園	新型インフルエンザ対応	●保護者等への情報提供及び注意喚起		
			●臨時休園等の準備	●園児の感染状況把握	
		●休校等の実施		●休校期間中の生活指導、学習課題の付与	
		●休園等の実施			
業務区分	課名	業務名			
通常業務	【B】継続業務	学校運営課	● 学校給食の運営に関すること		
	【C】縮小業務	教育調整課	● 教育行政の基本的な政策の策定及び重要施策の総合調整に関すること ● 教育行政一般の企画、調整及び調査に関すること		
		教育支援課	● スクール・コーディネーターに関すること ● 教育相談に関すること ● 教育相談室に関すること ● つくし教室に関すること ● ことばの教室に関すること		
		学校運営課	● 私立幼稚園の保護者負担補助金に関すること		

【D】 休 止 業 務	教 育 調 整 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 奨学資金に関すること ● 教育行政に関する相談に関すること ● 新宿歴史博物館及び林芙美子記念館に関すること ● 文化財の調査、保護及び活用に関すること ● 文化財の指定及び登録に関すること ● 文化財保護審議会に関すること
	教 育 支 援 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動教室に関すること ● 研修施設の利用に関すること ● 教育開発室に関すること ● 国際理解室に関すること ● 科学教育に関すること（プラネタリウム学習投影等） ● 社会教育に関すること ● 社会教育委員に関すること ● 家庭教育に関すること ● PTAの活動に関すること
	学 校 運 営 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学区域に関すること ● 学校施設の使用に関すること

● 中央図書館

業務区分	業務名	① 未発生期	② 海外 発生期	③ ④ 国内(都内) 発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期
【A】 新たに発生する業務	地域図書館への感染拡大防止の指導・要請			●感染拡大防止のため積極的に休止		●指定管理者への損失補償の検討
業務区分	業務名					
通常業務	【C】 縮小業務	● 新宿区立図書館の管理運営に関すること				
	【D】 休止業務	● 新宿区立図書館に関すること				

● 選挙管理委員会事務局

業務区分		業務名
通常業務	【B】 継続業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 選挙の執行 ● 永久選挙人名簿調製事務（永久選挙人名簿抄本の縦覧及び閲覧事務を除く） ● 在外選挙人名簿登録（在外選挙人名簿抄本の縦覧及び閲覧事務を除く） ● 郵便投票等の登録申請 ● 政治活動に係る事務所等の届出 ● 検察審査会法に基づく検察審査員候補者の選定事務 ● 裁判員候補者予定者名簿調製事務 ● 国民投票の執行を可能とするための投票人名簿調製に係るシステム改修 ● 直接請求の署名簿の選挙人名簿に基づく審査事務 ● 住民投票の執行
	【C】 縮小業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会運営

● 監査事務局

業務区分		業務名
通常業務	【B】 継続業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期監査 ● 随時監査 ● 財政援助団体等監査 ● 例月出納検査 ● 決算審査 ● 基金運用状況審査 ● 財政の健全化判断比率審査 ● 行政監査 ● 住民監査請求監査 ● 直接請求監査 ● 議会の要求監査 ● 長の要求監査 ● 指定金融機関の監査 ● 職員の賠償責任に関する監査

● 議会事務局

業務区分	業務名	① 未発生期	② 海外 発生期	③ ④ 国内(都内) 発生早期	⑤ 都内感染期	⑥ 小康期
【A】 新たに発生する業務	議会・委員会・傍聴人対応	●感染者発生時の対応を準備		●感染者発生時の対応の説明及び協力依頼	●発生状況等の把握及び対応	
業務区分	業務名					
通常業務	【B】 継続業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 議員の連絡体制に関すること ● 議場及び会議室等に関すること ● 乗用自動車に関すること ● 本会議に関すること ● 委員会その他会議に関すること ● 議決事件に関すること 				
	【C】 縮小業務	● 各種調査及び統計に関すること				
	【D】 休止業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会の広報に関すること ● 議会図書室に関すること 				

6 都内感染期の職員態勢

区新型インフルエンザ等対策BCPでは、都内感染期には、職員の最大4割が欠勤し、通常の6割程度の職員が出勤する中で、「A 新たに発生する業務」、「B 継続業務」、「C 縮小業務」を実施する態勢を築いていくことを前提としている。

通常の職員数4,163人のうち、6割の出勤率を想定した人員は2,498人である。また、業務調査の結果、「A 新たに発生する業務」に必要な人員は827人、「B 継続業務」に必要な人員は、1,297人、「C 縮小業務」に必要な人員は348人であり、合計2,472人である。

[人員調整]

- 各課にて職員数が不足した場合は、原則的に、各課は「C縮小業務」を順次休止することによって対応することとするが、人員不足のため他部課の応援が必要な場合は、全庁的な人員調整を行う必要がある。
- 健康部では、疫学調査等の膨大な新たに発生する業務を実施するため、都内感染期以前の海外発生期及び国内発生期においても必要職員数が増大し、人員が不足する可能性がある。そのため、必要に応じて全庁的な人員調整を行う必要がある。

都内感染期の職員態勢（全庁合計）平成25年4月現在

項目	職員数
通常の職員数※	4,163人
出勤率6割時の職員数	2498人

都内感染期に必要な職員数（平成22年4月調査による推定）

計	2,472人
A 新たに発生する業務に必要な人員	827人
B 継続業務に必要な人員	1,297人
C 縮小業務に必要な人員	348人

※ 通常の職員数には、常勤職員のほか、再任用・再雇用・非常勤職員、人材派遣社員、他官公庁・外郭団体からの派遣職員を含む。

7 全庁的な応援体制

(1) 応援体制の原則

新型インフルエンザ等の発生に伴い「新たに発生する業務」及び「継続業務」の実施が困難になる場合は、全庁的な応援体制を実施する。

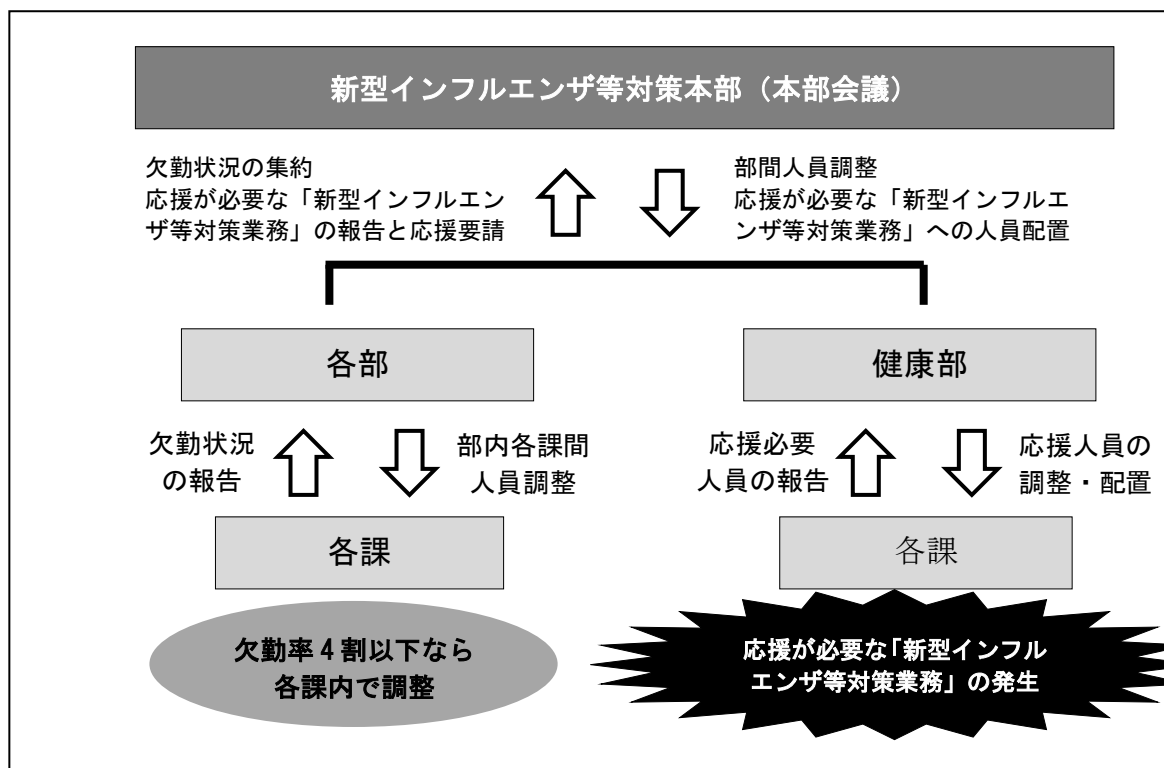
(2) 全庁的な応援体制のための人員調整

都内感染期における応援のための人員調整は、次の手順を基本とする。

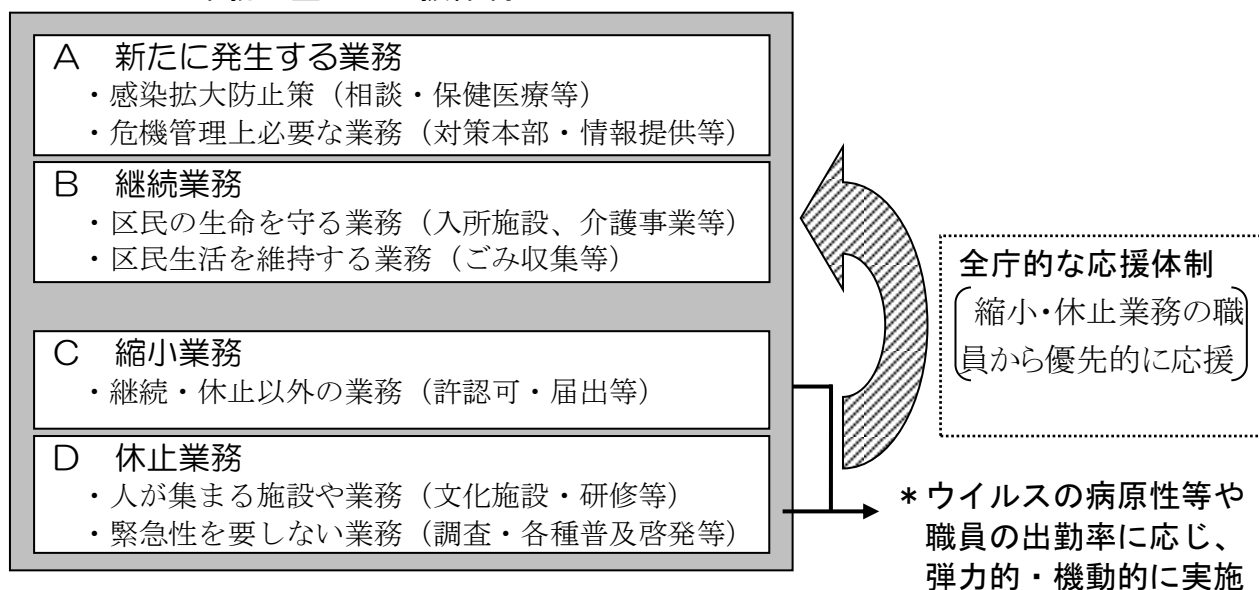
- ① 各課は、出勤状況を確認し所属部に報告する。
- ② 各部（室・事務局）は、部の出勤状況を人事課に報告する。
- ③ 人事課は欠勤状況について集約し、新型インフルエンザ等対策本部に報告する。
- ④ 各課の欠勤率が4割以下の場合、課単位で人員調整を行う。
- ⑤ 欠勤率が4割を超える課がある場合、部単位で人員調整を行うが、部内での調整が困難な場合は、全庁的な応援要請を行う。
- ⑥ 欠勤率が4割を超える課が複数ある場合、「新型インフルエンザ等対策業務」の必要人員が不足する場合は、全庁的な応援要請を行う。

※都内感染期以前でも、応援が必要な「新型インフルエンザ等対策業務」については、業務の発生が見込まれる時点で応援要請を行う。

人員調整のイメージ



<業務の整理と応援体制>



(3) 事前の準備

- ① 各部は、新たに発生する「新型インフルエンザ等対策業務」について、必要な人員及び資格・経験、資機材等のリストを作成する。
- ② 事前研修の実施等により、「新型インフルエンザ等対策業務（新たに発生する業務）」に必要な経験や知識等を備えた職員の養成を図る。
- ③ 課ごとに、応援要請があった場合の派遣体制のマニュアル及び応援要員により業務を執行する場合のマニュアルを作成する。
- ④ 応援体制による職員の服務等について、人事課及び人材育成等担当課は、関係各課と調整のうえ、対応マニュアルを作成する。

8 区庁舎での感染拡大防止策

(1) 区庁舎での感染拡大防止策

区の庁舎で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、区民や事業者に協力を依頼する。

また、区政の業務を継続していくためには、業務に必要な都職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

区自らが率先して、以下に示した対策（職員の健康管理・庁舎内での感染拡大防止）を実践し、区民や事業者等の参考モデルとなるよう周知する。

区庁舎内での感染拡大を防止するため、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示する。

< 感染拡大防止の周知ポスター（例示） >

ご来庁のみなさまへ

**新型インフルエンザなどの感染予防のため
つぎのことを励行しましょう !!**

●「**手洗い**」を励行しましょう！
インフルエンザ以外の一般の風邪にも有効です。
手洗いとうがいの習慣をつけましょう。

●**せき・くしゃみ**の症状がある方は「**マスクの着用**」を！
せき・くしゃみをする時はティッシュやマスクを口と鼻にあて、他の人に直接飛まつがかからないよう、「**咳エチケット**」を守りましょう。

～インフルエンザ様の症状がある方～

かかりつけ医などに事前に連絡し、受診の時間帯や受診方法等について指示を受けてから、必ずマスクを着用して受診してください。

※かかりつけ医が16時15分や自宅療養中などのご相談は、下記で受け付けています。
・ 平日9時から17時まで：最寄りの保健所の「新型インフルエンザ相談センター」
・ 平日夜間（17時から翌日9時まで）及び 土曜・日曜・祝日

来場者のみなさんへ

★感染予防のため、つぎのことを励行しましょう★

●「手洗い」を励行しましょう！
インフルエンザ以外の一般の風邪にも有効です。外出から帰ったら、手洗いとうがいを
行う習慣をつけましょう。また、せき・くしゃみを手でこめたらにも手を洗いましょう。
●せき・くしゃみの症状があるときは「マスクの着用」を！
せき・くしゃみをする時はティッシュやマスクを口と鼻にあて、他の人に直接飛まつがかか
らないよう、咳エチケットを守りましょう。

手洗いの準備と手順

手洗い前の準備

◆爪は短く切っていますか？ ◆指輪や指輪をはずしていますか？
汚れが残りやすいところを注意して洗いましょう
◆指先、◆指の間、◆親指の関節、◆手首、◆手のひら



1



2



3



4



5



6

～インフルエンザ様の症状がある方～

かかりつけ医などに事前に連絡し、受診の時間帯や受診方法等について指示を受けてから、必ずマスクを着用して受診してください。

※かかりつけ医が16時15分や自宅療養中などのご相談は、下記で受け付けています。
・ 平日9時から17時まで：最寄りの保健所の「新型インフルエンザ相談センター」
・ 平日夜間（17時から翌日9時まで）及び 土曜・日曜・祝日

区内で感染が更に拡大し、庁舎内での感染拡大防止策を徹底する必要性が生じた場合には、次の措置を講じる。

＜庁舎内での感染拡大防止＞

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	<ul style="list-style-type: none"> 電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> 緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
区職員の入庁時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は庁舎の入口に準備した体温計で検温 発熱や咳等のインフルエンザ等の症状がある職員の出勤自粛を徹底
区庁舎内店舗等への要請	<ul style="list-style-type: none"> 区庁舎内店舗や区庁舎に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して区職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請
来庁者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止のため、必要に応じ庁舎出入口を制限 区職員と来庁者の動線を分け、パーティションで区切られた面談室の設置などによる申請・相談の集中受付等により、来庁者の執務室への入室を制限 発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザ等の症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
個人防護具の着用	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェイスシールドを使用
配送業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限
勤務時間の臨時変更	<ul style="list-style-type: none"> 職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

(2) 職員の健康管理


区職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

<職員向けの注意喚起（例示）>



職員 みなさんへ

平成 21 年 7 月 15 日

新型インフルエンザにひき続き、注意しましょう！！

新型インフルエンザの感染が国内でも増加しており、さらに広がるおそれがあります。今回の新型インフルエンザは、早期の受診と抗インフルエンザウイルス薬による治療が有効とされています。

予防と治療に関しては、以下のポイントを参考に一人ひとりが適切な対応をお願いします。

“かからない”ための予防法

- ・ 外出後は、積極的に手洗いやうがいをしましょう
- ・ 咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、できるだけ人混みを避け、やむをえない場合はマスクを着用しましょう
- ・ バランスの良い食事と十分な休養をとり、疲労を避けましょう

↓

咳やくしゃみが出る時は → **咳エチケットを守りましょう**


- ・ ハンカチやティッシュで口や鼻をおさえる
- ・ 使用したティッシュはふた付きのごみ箱にする
- ・ 咳をしている人はマスクを正しく着用しましょう

“かかったかな”のサイン

- ・ 症状は急な発熱（38度～40度）
- ・ 咳、咽頭痛、頭痛、筋肉痛、関節痛、下痢など
- ※ 潜伏期間は1～7日間

症状が出た時の行動

- ・ 一般医療機関を受診する際には、事前に電話で連絡し、指示に従う
- ・ 受診時は必ずマスクを着用する
- ・ 受診先医療機関のことや自宅療養の質問等については「新型インフルエンザ相談センター」に電話



平日の日中は最寄りの保健所 夜間、土・日曜日・祝日は Tel.00-0000-0000

- ・ 職場への連絡を遅滞なく行う

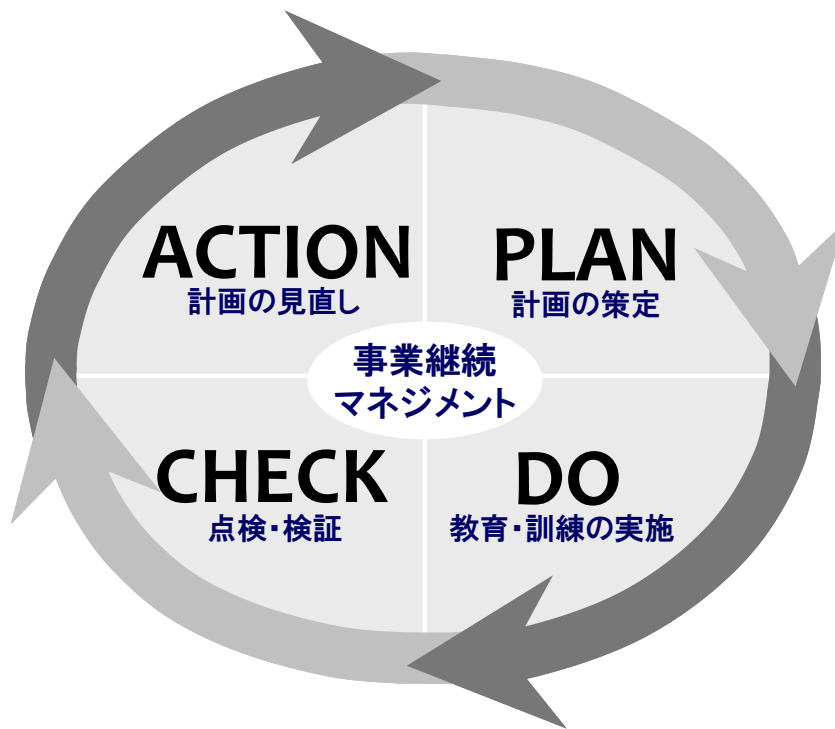
9 事業継続マネジメントの必要性

計画の継続的推進を図るためには、BCPを運用・管理する事業継続マネジメント(Business Continuity Management 以下、「BCM」という)が重要となる。

BCMとは、①PLAN(計画の策定)、②DO(教育・訓練の実施)、③CHECK(点検・検証)、④ACTION(計画の見直し)からなるPDCAサイクルに沿って計画を継続的に改善していくことである。

区新型インフルエンザ等対策BCPは、新宿区における新型インフルエンザ流行期の事業継続の基本的な考え方を示すものであり、今後、業務を実施するための個別具体的な新型インフルエンザ等対応マニュアルの策定を進め、訓練を通じた計画の検証を行い、区新型インフルエンザ等対策BCPおよび対応マニュアルを継続的に改善していくものとする。

事業継続マネジメント(BCM)の取り組みイメージ



10 事業継続計画の公表・普及活動の実施

区では、業務の継続・縮小・休止等について理解を得られるよう、策定したBCPは区民や事業者への周知を図り、その普及啓発に取り組む。

1 1 訓練・研修の実施

BCPの実効性を確保するため、一人ひとりの職員が新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持ち、新型インフルエンザ等発生時に課せられた役割を果たすことができるよう、訓練・研修を実施する。

このため、毎年一回は訓練・研修を行い、いざというときに速やかに業務を遂行できるように、平素より準備しておく。また、訓練においては、行動計画や区新型インフルエンザ等対策BCP、今後策定する新型インフルエンザ等対応マニュアルの内容を検証し、計画自体の改善につながるような訓練とする。

[研修]

- 新型インフルエンザ等発生時における対策内容等についての理解
- 感染予防の研修

窓口業務等に従事する職員は適切な感染防護策を講じることが必要である。これらの職員に対しては、手洗い・うがい、咳エチケット、正しいマスクの着装法等の予防策について研修を行う。

[訓練]

- 感染発生を想定した初動訓練
多数の職員等が感染・発症した状況を想定した机上訓練や、職場内で感染・発症者が出た場合の医療機関への連絡・搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等について訓練を行う。
- 業務継続の現地訓練
 - ・管理職や一般職員が感染・発症した場合を想定して、代行者や代替・縮小手段による業務継続についての模擬訓練を実施する。
 - ・応援先職場で業務が円滑に実施できるように、新型インフルエンザ等対応マニュアルに基づいたクロストレーニングを行い、スキルアップを図る。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時に迅速な対応ができるよう、以下の点に留意して対応マニュアルを策定し、訓練・研修を通じてスキルアップを図る。

新型インフルエンザ等対応マニュアル策定留意事項

- 可能な限り感染拡大防止策を講じた実施方法とする。
- 必要人員数、経験、資格等を整理し、業務経験がない場合でも対応できるようにする。
- 流行の長期化に備えた指揮命令の代行やバックアップ体制を盛り込む。
- 業務に関する外部関係機関及び委託業者の緊急連絡先等、必要な情報を盛り込む。

用語の解説

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスはA型、B型、C型に大きく分類され、A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。HAには16種類、NAには9種類の亜型が存在する。（A/H1N1：ソ連型、A/H3N2：香港型というのは、この亜型のことをいう。）

ヒトの間で流行を起こすのはA型とB型のみで、B型は亜型が1種類である。

○ 感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）

東京都内及びアジア都市の感染症対策に携わる関係機関において、感染症に係る情報収集・分析機能の強化を図るとともに、一類感染症等の発生時における迅速で的確な対応を確保するためのシステム。

システムは主に、1. 感染症情報ネットワークシステム、2. 診療情報迅速把握システム、3. 疑似症サーベイランスシステムで構成されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定された新感染症、一類感染症、二類感染症に罹患した患者の入院医療を行う医療機関のことで、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- ・特定感染症指定医療機関：新感染症、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- ・第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- ・第二種感染症指定医療機関：二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- ・結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院、診療所、薬局。

○ クラスタ

感染のみられた集団のこと。

○ 健康監視（健康観察）

接触者の状況確認及び追跡調査で、観察開始日より、最終暴露日を0日として7～10日目（潜伏期間により異なる）まで毎日健康状態の把握等の情報収集を行なう。調査対象者には予め「体温記録用紙」を渡しておき、1日2回検温し、記録をとるよう依頼し、保健所等から毎日連絡をとり健康状態を把握する。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、新型インフルエンザにも効果があると期待されている。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

・ アウトブレイクサーベイランス

地域や医療機関でのアウトブレイク（発熱と上気道症状、あるいは肺炎を罹患、それによる死亡など、類似の症状を呈する3人以上の患者が存在し、同居者などの疫学的なリンクがある場合やそのうちの1人が医療従事者である場合）などの集団感染の発生を検知するシステム。

・ ウィルス学的サーベイランス

流行している新型インフルエンザウイルス等の抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬等への感受性を調べ、ワクチンの効果や治療方法の評価、あるいはそれらの変更の根拠とするためのシステム。

・ 疑い症例調査支援システム

感染症サーベイランスシステム（NESID）等を用いて、大規模な流行の可能性がある感染症に感染した疑いがある患者に関する情報（行動履歴、接触者情報を重点に置く。）を登録し、疫学的リンクや異常な症状から、新しい亜型のインフルエンザ等患者を発見するために、疑われる症例を診断に結びつけていくシステム。

・ 症候群サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、感染症の早期発見を目的とするシステム。

・ NESID：感染症サーベイランスシステム

感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としているが、これら発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク、あるいはインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。

・ 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスのうち、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

○ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

事業継続計画とは、地震や水害、新型インフルエンザ等の大流行などの緊急事態に備えて、普段から「緊急時にどの事業を継続させるのか」「そのために何を準備し、どのように継続するのか」などを検討し、中核となる事業を継続するための対策を取りまとめた計画のことをいう。

○ 新型インフルエンザ

ヒトが免疫を持たないHA又はNA血清亜型のA型インフルエンザウイルスが突然変異を起こして性質が変わり、ヒトの間で伝播し、流行を起こした時、これを新型インフルエンザの流行という。

○ 新型インフルエンザ専門外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。第三段階の感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザの患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。第三段階のまん延期以降における発熱外来は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザの患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者のトリアージにより入院治療の必要性を判断することを目的とする。

○ 新型インフルエンザ相談センター

新宿区が保健所に設置する電話対応専門の施設。新型インフルエンザの患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。

○ 積極的疫学調査

感染症の発生に際して、感染症法第15条に基づき、原因の究明とともに感染源を把握し、感染の拡大防止を図るために行なう行動調査、喫食調査、健康調査などのこと。

なお、海外で感染症が流行している場合など、国内での当該感染症の発生を防止する観点から行なう調査も含まれる。

○ 東京感染症アラート

疑いの段階で医療機関から保健所へ報告をもらい、早期に病原体検査を実施することにより、患者の発生を迅速的確に把握する、東京都独自の仕組み。

○ 鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる。ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスによる感染症のことである。このうち、感染した鳥が死亡したりするなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフ

ルエンザ」という。

近年、鳥類等からヒトに感染伝播した事例が認められているが、それらは病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、これまで調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

○ 入院勧告・入院措置

感染症法に基づき、一類、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、特定感染症指定医療機関・第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関に入院を勧告することができる。

また、勧告を受けた者が勧告に従わないときは、入院させること（措置）ができる。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特にインフルエンザのパンデミックは、近年これがヒトの世界に存在しなかったためにほとんどのヒトが免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ P P E（Personal Protective Equipment：個人防護具）

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なP P Eを考案・準備する必要がある。

○ フェーズ（Phase）

新型インフルエンザ対策においては、発生状況に応じた対応方針を定める必要がある。その発生状況によって区切られた期間のことを「フェーズ」という。

世界保健機構（WHO）では4つのフェーズに分類し、発生状況に応じた対応を定めている。

国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」では、WHOのフェーズを参考にしながら、日本の実情に応じた対策として、発生段階として5つの段階を定めている。

印刷作成番号

2017-8-3226

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 29 年（2017）6 月発行

この印刷物は、業者委託により 380 部印刷製本
しています。その経費として、1 部あたり 654 円
（税込み）がかかっています。ただし、編集時の
職員人件費や配送経費などは含んでいません。

編集・発行

新宿区危機管理担当部危機管理課

新宿区歌舞伎町 1-4-1

電話 03(3209)1111(代表) FAX 03(3209)4069

新宿区健康部（新宿区保健所）保健予防課

新宿区新宿 5-18-21 第 2 分庁舎分館 1 階

電話 03(5273)3859 FAX 03(5273)3820